別紙 判断基準

I 様式第2号及び第3号に係る判断基準

1 你以第五万及55第3	1 様式弟2号及い弟3号に係る判断基準			
項目	小 項 目	判 断 基 準		
1 生産量の増加	_	以下のうち、いずれかを有している。		
		・5年後*1の素材生産量について、100㎡以上の目標を有している。		
		・すでに素材生産量が100㎡以上である場合は、5年後の生産量が一定の割合*2以上で増加さ		
		せる目標を有している。		
		・すでに素材生産量が500㎡以上である場合は、5年後の生産量についても実績以上の目標を		
		有している。		
		※1)認定事業体については、改善計画の最終年度時点。		
		※2) 一定の割合…5年間で約1割を目安とする。		
2 生産管理又は流通	(1) 適切な生産管理	以下のうち、いずれかに該当する。		
合理化等	(2) 原木の安定供給	・(1)又は(2)で「取り組んでいる」に該当する項目が1つ以上ある。		
	• 流通合理化等	・(1)又は(2)で「1年以内に取り組む予定」に該当する項目が2つ以上ある。		
3 造林・保育の省力	_	以下のうち、いずれかに該当する。		
化・低コスト化		・1つ以上の項目が「取り組んでいる」に該当する。		
		・2つ以上の項目が「1年以内に取り組む予定」に該当する。		
4 主伐後の再造林の	_	全ての項目が「有している」又は「取り組んでいる」に該当する。		
確保				
5 生産や造林・保育	_	いずれかの項目が「3年間以上」に該当する。		
の実施体制の確保				
6 伐採・造林に関す	_	いずれかの項目が「策定等している」に該当する。		
る行動規範の策定等				

7 雇用管理の改善及 び労働安全対策	(1) 雇用管理の改善 (2) 労働安全対策	以下の両方に該当する。 ・(1)の全ての項目が「取り組んでいる/はい」に該当する。 ・(2)及び(3)で、各2つ以上の項目が「取り組んでいる」に該当する。
8 コンプライアンスの確保	_	全ての項目が「はい」又は「該当しない」に該当する。
9 常勤役員の配置	_	法人においては常勤の役員を設置している。 ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算 して3年を経過した日以降最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合に は、常勤の役員が設置されているものとして扱う。

Ⅱ 添付資料に係る判断基準

次业	以口 NC 甘・ ※件
	判断基準
貸借対照表及び損益計算書の写し(直 近3年分)	以下の両方に該当する。 ・直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でない(債務超過でない)。 ・経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていない。
	注) これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。
その他	その他添付すべき資料に不備がないこと。